

## 鎌倉市 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

令和4年10月6日～

### 1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

#### (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

住戸の戸数	新築		増築又は改築	
	登録性能評価機関 の審査あり	登録性能評価機関 の審査なし	登録性能評価機関 の審査あり	登録性能評価機関 の審査なし
1戸	8,000円	45,000円	※11,900円	68,000円
2～5戸	15,000円	110,000円	23,000円	160,000円
6～10戸	25,000円	170,000円	37,000円	260,000円
11～30戸	42,000円	340,000円	63,000円	510,000円
31～50戸	69,000円	600,000円	104,000円	910,000円
51～100戸	116,000円	1,000,000円	170,000円	1,600,000円
101～200戸	190,000円	1,900,000円	280,000円	2,900,000円
201～300戸	240,000円	2,700,000円	360,000円	4,100,000円
301戸～	260,000円	3,400,000円	390,000円	5,000,000円

登録性能評価機関：住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関

#### (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

認定申請手数料は(1)の2分の1(※における変更認定申請手数料は5,900円)

#### (3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

1戸あたり2,100円

#### (4) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料

1戸あたり1,700円

### 2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

住戸の戸数	既存	
	登録性能評価機関 の審査あり	登録性能評価機関 の審査なし
1戸	12,000円	68,000円
2～5戸	23,000円	160,000円
6～10戸	40,000円	260,000円
11～30戸	61,000円	510,000円
31～50戸	110,000円	910,000円
51～100戸	170,000円	1,600,000円
101～200戸	290,000円	2,900,000円
201～300戸	360,000円	4,100,000円
301戸～	400,000円	5,000,000円